

○神戸市スポーツ推進審議会規則

平成31年 3月29日

規則第59号

改正 令和2年3月31日規則第101号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市スポーツ推進審議会条例(昭和37年3月条例第39号)第6条の規定に基づき、神戸市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、及び主宰する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の出席をもってこれを開く。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付議された事項を所掌する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名又は委嘱する。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 第3条の規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」と

あるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第6条 会長又は部会長は必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化スポーツ局において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第101号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。